

浦安市還暦軟式野球チーム「浦安ベイクラブ」会則

第1条 設立趣旨・目的

1. 浦安市を拠点とし野球愛好者を対象として設立、浦安市の野球活動を広め、浦安市の生涯スポーツの発展に寄与する。
2. 野球活動を通じて会員相互の親睦を深めると共に心身の健康保持、増進を図る。
3. 野球技術の向上に努め各種大会での好成績を目指す。

第2条 名称

1. 本会の名称は「浦安ベイクラブ」"Urayasu Bay Club"（以下、「本会」と称す）。
2. 本会には、還暦浦安ベイクラブ・古希浦安ベイクラブを置く。

第3条 設立・年度

1. 設立は2013年9月14日（県還連加盟は2014年から）
2. 活動年度及び会計年度は1月1日から12月31日とする。

第4条 資格・登録

1. 本会の登録資格者は、浦安市を中心に千葉県内外在住あるいは在勤する者とする。
2. 登録資格年齢は、以下の通りとする。
 - 1) 還暦チーム:満60歳以上、但し4月1日現在で満59歳に達する者も登録可。
 - 2) 古希チーム:満70歳以上、但し4月1日現在で満69歳に達する者も登録可。
3. 本会は全国還暦軟式野球連盟（以下、全還連と称す）、関東還暦軟式野球連盟（関還連と称す）、千葉県還暦軟式野球連盟（県還連と称す）に加入登録する
4. 県還連の選手登録について、本会の還暦登録選手の他に補強のため古希登録選手を還暦選手登録に加えることが出来る。但し、役員の承認を得た者のみ登録が可能とし、その場合は還暦選手としての会費は徴収しない。

第5条 活動

1. 練習・練習試合・県大会：還暦チームは土曜日、古希チームは水曜日を基本とするが、必要に応じて他曜日の活動も行う。
2. 県還連大会は還暦チーム・古希チームともに県還連の試合運営に従う。
3. 県還連を通じた別途公式試合の要請があれば状況に応じて参加する。
4. 野球技術向上のみならず審判技術向上のため審判講習会に参加する。
5. 県還連大会における統括当番の実施（グランド準備・審判・試合結果報告など）
6. 県還連主催の会合への出席。
7. 練習に参加できる要員の条件は、還暦・古希浦安ベイクラブそれぞれの会員と役員が参加を認めた者とする。但し、県還連に登録されている他チームに所属している者の参加は認めない。

第6条 役員

1. 本会には次の役員を置く。
 - 1) 代表者：1名、
 - 2) 県還連統括理事（統括責任者）：1名（または還暦・古希それぞれ1名）
 - 3) 県還連統括理事補佐：還暦1名
 - 4) 事務局長：1名（または還暦・古希それぞれ1名）
 - 5) 事務局長補佐：還暦1名
 - 6) 監督：還暦・古希それぞれ1名
 - 7) 主将：還暦・古希それぞれ1名
 - 8) 会計：還暦・古希それぞれ1名
 - 9) 用具管理責任者：1名（但し、還暦・古希に各担当を置くことが出来る。）
 - 10) 相談役：代表者は、還暦・古希とも必要に応じ数名を指名することが出来る。

第7条 役員の任期

1. 役員の任期は1年とし、期間は1月1日～12月31日、再任は妨げない。

第8条 役員の職務

1. 役員の職務は下記のとおりとする。
 - 1) 代表者はこの会を代表し会務を統括する。
 - 2) 県還連統括理事（統括責任者）は県還連の主催の会合に出席し、連盟と本会の連携・調整を行い、県還連代表連絡者として各種連絡窓口となる。
統括責任者（大会競技委員）は県大会統括当番時に当日の試合運営（連絡・グランド整備・審判・本部への試合結果報告など）に当たる。
 - 3) 県還連統括理事補佐は、県還連統括理事の業務を補佐する。
 - 4) 事務局長は当会のホームページの管理、練習場所の確保、管理を行う。
 - 5) 事務局長補佐は事務局長の業務を補佐する。
 - 6) 監督は練習メニューの作成、指示、指導と、試合時に於けるメンバー選定及び作戦の運営等を行う。
 - 7) 助監督・主将は上記4)監督を補佐する。
 - 8) 会計は会費徴収・収支管理等の会計業務全般を行う。スポーツ安全保険の支払いを行う（保険加盟・事故通知手続きは別途定める）。
 - 9) 用具責任者は還暦・古希両方の野球用具・備品を管理する。（第17条参照）

第9条 役員会・総会

1. 本会は基本的に本会則（第三改訂版）に基づいて運営されるが、役員会・総会を会議とし、代表者、統括責任者、監督の何れかが招集し、問題点や疑問点などを適宜討議し決定する。
2. 役員会は年次・臨時の開催とし、役員及び会員の要望があれば隨時開催する。
開催は代表者、統括責任者、監督（助監督を含む）、主将、事務局長、会計の出席（委任状可）をもって成立する。
3. 役員会にて、年次総会が諸般の事情によって開催出来ないと判断された場合は、年次役員会を総会に代わるものとし、討議・議決内容を後日会員に報告する。
4. 年次総会は年度末に開催し会員の過半数の出席（委任可）をもって成立。
5. 総会議長は事務局長とするがその推薦により他役員の選出も可とする。
6. 年次総会は、公式戦・準公式戦終了後の毎年11月又は12月に開催し、代表者、統括責任者、又は監督が招集する。但し、役員の何れかが必要と認めた時は、臨時総会を開催することが出来る。議決事項は出席者の過半数の賛成により決する。
付議する事項は次の通り：
 - 1) 活動報告、会計報告。
 - 2) 役員の改選、承認。
 - 3) 会則の改廃。
 - 4) 活動計画、予算案。
 - 5) その他。

第10条 入会

1. 本会の新入会者は会員の推薦により役員の承認をもって会員とする。
2. 新入会者の入会金は5,000円とする。入会金は返還されない。

第11条 退会

1. 会員が本会を退会する場合は次の通りとする。
 - 1) 会員本人の意思で退会届があった場合。
 - 2) 年会費の滞納が1年以上あった場合。（1月1日を起算日とする）
 - 3) 会員として相応しくない言動・行動が多く見られた会員に対し、役員会で認められた場合には退会勧告を行える。但し、会員が退会勧告を受け入れない場合は、再度役員会を開催し役員全員の承認をもって当該会員の強制退会を行うことが出来る。

第12条 休会

1. 体調不良や自己都合で本会を休会する場合、代表者、統括責任者、監督の何れかに申告し、了承を得ることとする。

2. 会員の単純な自己都合で本会を年途中で休会した場合その年会費は返還されない。ただし、休会申告が急な体調不良などにより年度途中であった場合、役員過半数の了承があれば年会費の前期(1-6月)又は後期(7-12月)分は返還される。

第13条 年会費

1. 会員は年会費；還暦：20,000円、古希15,000円を納めなければならない。
2. 還暦・古希の両登録者の場合は還暦年会費20,000円を支払い、その後還暦会計が古希会計に20,000円の中から10,000円を支払うこととする。
3. 年会費の適用期間は1月1日から12月31日とし、前納とする。
4. 中途入会の新入会員年会費は、1-6月に入会の場合は全額、7-12月に入会の場合は半額とする。

第14条 年会費の運用規定

1. 本会の年会費は主として下記活動に運用される。
2. 全還連・関還連・県還連の加盟費。(請求・支払いは全て県還連を窓口とする。)
3. 大会参加費、グランド使用料、備品購入、スポーツ安全保険、交通費、県還連会合参加費、慶弔費(第19条を参照)など。
4. 県還連会合参加者には交通費補助として1回につき1,500円を支給する。
5. 統括当番参加者には日当として1,000円、及び昼食を支給する。
6. 試合・統括当番などで複数名乗合の車両提供者には交通費及び駐車場代を支給する。交通費支給額は球場ごとに設定し、駐車場代は実費とする。
7. その他、支払いの必要性が生じた場合は役員の承認を以って支給する。

第15条 事故補償規定

1. 本会員の練習中及び試合中の事故における治療費等は自己負担とする。
2. 会員はスポーツ安全保険に団体加入し、保険料は本会が会費から負担する。事故発生の場合は速やかに役員に詳細を報告し保険金支払い請求の手続きを行うこととするが、治療費全額が保険で支払われるとは限らない。

第16条 背番号・ユニフォーム規定

1. 本会員の選手背番号は0番から99番とする。
2. 監督は30番、主将は10番とする。
3. 新規加入選手の背番号は、加入時の空き番号から選択する。
4. ユニフォームのチーム名は"Bay Club"とし、袖は「千葉」または"Chiba"とする。
5. スパイクは白を基調としライン等は赤が望ましい。
6. ヘルメット、ベルト、ストッキング、アンダーシャツは黒とする。
7. ヘルメット・バットは個人所有とする。ただし、役員の合意によりチーム共有のバットを購入することが出来る。

第17条 用具・備品の管理

1. 本会が所有する用具・備品(ボール・共同購入したバット・ピッチャーズプレート・ベース・メジャー・審判用具・救急箱など)は用具管理責任者が管理する。管理責任者は負担を軽減するため会員の協力を仰ぐことが出来る。

第18条 連絡網：(別途作成)

1. 対外連絡は代表連絡者(県還連統括理事)。
2. 代表連絡者は県還連から受け取った連絡を還暦・古希それぞれのチームのグループラインを通して連絡する。

第19条 慶弔規定

1. 会員本人が死亡した場合、本会からお悔やみの香典10,000円と供花(生花)、その配偶者の場合は生花のみを供することとし生花は時価とする。

付則

1. 役員：

2022 年度の役員は下記の通り：

{還暦}

1. 代表者： 長松 周二
2. 県還連統括理事：今村 亨（還暦南北代表連絡者-大会競技委員）
3. 事務局長： 安楽 勉
4. 監督： 平田 伸一郎
5. 主将： 今村 亨
6. 会計： 老川 義晴

{古希}

1. 代表者： 長松 周二
2. 県還連統括理事：長松 周二（古希南北代表連絡者-大会競技委員）
3. 事務局長： 山口 忠幸
4. 監督： 小関 譲治
5. 主将： 品川 典
6. 会計： 野村 純

2023 年度の役員は下記の通り：

{還暦}

1. 代表者： 長松 周二
2. 県還連統括理事：今村 亨（還暦南北代表連絡者-大会競技委員）
3. 県還連統括理事補佐：星出 明彦
4. 事務局長： 安楽 勉
5. 事務局長補佐：高木 芳郎
6. 監督： 平田 伸一郎
7. 主将： 今村 亨
8. 会計： 老川 義晴

{古希}

1. 代表者： 長松 周二
2. 県還連統括理事：長松 周二（古希南北代表連絡者-大会競技委員）
3. 事務局長： 山口 忠幸
4. 監督： 小関 譲治
5. 主将： 品川 典
6. 会計： 野村 純

2. 使用ユニフォーム等の買取：

退会する会員が使用したユニフォーム・ウインドブレーカーなどをベイクラブに買取りを希望した場合、著しい破損・汚損が無ければ、ユニフォーム上下などを 5,000 円、ウインドブレーカーを 5,000 円で買い取ることが出来る。

上記は希望する新入会員などに同額で売却可能とする。